（様式１）

誓 約 書

年　　 月　　 日

大山山麓・日野川流域観光推進協議会

会長 伊木 隆司 　様

　　申　請　者

所在地

企業名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和７年２月２１日に公募された「日本遺産・大山」ガストロノミーツーリズム造成事業業務委託に関するプロポーザルに参加するに当たり、下記の事項及び提出書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

記

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること

（２）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４

　　年法　律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２

２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づ

く更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

（３）国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者であること

（４）国税・都道府県税・市区町村税を滞納していない者であること

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第

２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第６号に規定す

る暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者を

経営に関与させていない者であること

（６）大山山麓・日野川流域観光推進協議会への協力体制及び個人情報保護の体制を構築でき

る者であること

（７）業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。）を適正に取り扱うとともに、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさない者であること。

（８）本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有している者であること